

政務活動費 集計表【会派支出】

会派名 無所属 山崎昭夫

8月分

研究研修費	調査旅費	資料作成費	資料購入費
71,080 /			7,324 /
広報・広聴費	人件費	事務所費	その他の経費
合 計			78,404 / 円

政務活動費 報告書【会派支出】

会派名

無所属 山崎 昭夫

支払日	令和7年 8月 3日			
支払先	信毎ふれあいネット三輪営業所			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研究研修費			
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費	新聞代	信毎. 市民新聞9冊	3,564
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計			3,564	円

(領収書添付欄)

ご愛読ありがとうございます

領 収 書 2025 年 07 月 分



長野市議会議員 山崎 昭夫 様

No. 2,412

16-524-0410

銘 柄	部数	前月補正	当月補正	金 額
※信濃毎日新聞朝刊	1	-1,076	-260	2,564
※長野市民新聞	1			1,000
領 収 金 額		-1,076	-260	3,564

※印は軽減税率対象商品

8%対象

3,564円

消費税 264円
(消費税 264円)

上記金額正に 8月 3日 領収いたしました。

登録番号 T2100001001448

信毎ふれあいネット三輪営業所

お問い合わせは 026-232-2128



本領収書に集金人印のないもの、記載事項を訂正したものは無効です。

-1,076及び-260円
は、購読停止で引いた代金分です。

政務活動費 報告書【会派支出】

会派名

無所属 山崎 昭夫

支払日	令和7年8月18日			
支払先	生活保護問題対策全国会議(生活保護問題政策研究会)			
活動に要した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研究研修費	研修会費	地域から学び	
	調査旅費		生活保護を身近に感じ取りに	15,100
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計			15,100 円	

(領収書添付欄)

(いたいたは)

生活保護問題対策全国会議等

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
07-08-18	11298	カート 電信振替
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N190	*15,000	
	残 高	
振替先		
受取人名: セイカツホコ モンタ イギイ ンケンシュウカイ		
料金	*100円	
依頼人名: 81ヤマザキ アキオ		
JP BANK カード入会特典! 最大1.5万円キャッシュバック!		
ご利用いただきましてありがとうございました。		
— ゆうちよ銀行 —		

(次頁に元本)
(次頁に複写)

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
07-08-18	11298	カート 電信振替
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N190	*15,000	
	残 高	
振替先		
受取人名: セイカツホコ モンタ イギイ ンケンシュウカイ		
料金	*100円	
依頼人名: 81ヤマザキ アキオ		
JP BANK カード入会特典! 最大1.5万円キャッシュバック!		
ご利用いただきましてありがとうございました。		
— ゆうちよ銀行 —		

領収証

2025年8月19日

無所属

山崎昭夫

様

以下のとおり、領収いたしました。

¥15,000

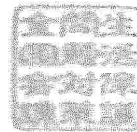
但し、第16回生活保護問題議員研修会について

■ 研修参加費として（資料代を含む）

81

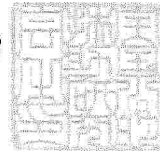
生活保護問題対策全国会議

大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所内
代表幹事 尾藤廣喜



全国公的扶助研究会

東京都文京区白山1-13-7 アクア白山ビル5階
会長 中村健



（研修会事務局）

〒530-0047大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所 弁護士 小久保哲郎
電話 06-6363-3310/seihokaigi@gmail.co.jp

第16回生活保護問題議員研修会

地域から変える

生活保護を あたりまえの権利に

8月23日(土)10:00～16:40

ポートメッセなごや・コンベンションセンター3階

当日資料



主催 生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会
主催 生活保護問題対策全国会議

10:00～11:30 記念講演 1

データが語る生活保護行政の実態～自治体の運用格差とその影響

生活保護は全国共通の制度ですが、自治体ごとに運用や保護動向には大きな違いがあります。本講演では、全国の行政資料を分析し、地域ごとの特徴をデータで可視化。地方自治体の制度運用の実態を掘り下げ公平な制度運用のための議会質問の視点を示します。

講師：桜井 啓太（さくらい けいた）さん 立命館大学産業社会学部准教授。地方自治体職員、名古屋市立大学准教授を経て、現職。著書に『子育て罰』（共著、光文社新書）、「自立支援」の社会保障を問う―生活保護・最低賃金・ワーキングプア（法律文化社）など。

11:30～12:30 基調報告

保護基準の引上げと生活保護の最大限活用で住民の暮らしを守る～生活保護の最新情勢から

コメや野菜の急騰の中、生活保護基準は、ここ10年来大幅な引下げが続き、2025年度は、わずか月500円アップにとどまりました。利用者は厳しい生活を強いられ、その数も減少し続けています。いのちのとりで裁判の最高裁判決が本年7月までに見込まれる今、生活保護をめぐる最新情勢を整理し国と自治体行政の役割を考えます。

講師：吉永 純（よしなが あつし）さん 花崗大学教授。全国公的扶助研究会会長。福祉事務所 24 年、生活保護ケースワーカー等 12 年半の現場経験を生かし、貧困と生活保護について研究。

13:30～14:00 報告 1

自治体の不適切な運用をなくす～議員活動に期待すること

「生活保護は権利です」と広報されますが、本当に権利になっているでしょうか。一部の自治体だけではなく、制度の利用を不当に阻まれ、自治体に相談することすら諦めたりしている実態が後を絶ちません。生活保護を本当の権利にするために、違法・不適切な制度運用を是正しなければなりません。議会活動に役立つ視座を提供します。

講師：田川英信（たがわ ひでのぶ）さん 社会福祉士。東京・世田谷区で生活保護のケースワーカー・査察指導員を歴任。実務経験を活かし、生活保護を本当の権利にするために各種相談会で活動中。生活保護問題対策全国会議事務局次長。

14:00～14:30 報告 2

自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる！

生活保護での自動車の保有・利用は厳しく制限されているため、地方で生活保護を利用する上での高いハードルになっています。しかし、三重県鈴鹿市での裁判や様々な運動により、保有が認められた自動車の利用については大幅な緩和を勝ち取ることができました。この経過を振り返り、残された課題改善の道筋を考えます。

講師：太田伸二（おおた しんじ）さん 弁護士。日弁連貧困問題対策本部事務局次長、東北生活保護利用支援ネットワーク事務局次長。山形県庁でケースワーカーを経験。生活保護の自動車保有問題を争う、鈴鹿市事件の代理人。

14:40～15:40 記念講演 2

ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿

現在の生活扶助改定方式には生存を維持する「絶対水準」を割り込むリスクがあり、また、住宅扶助基準も地域の実態家賃が保障されているとは言い難い状況です。制度のあり方を詳しく、新マーケット・バスケット方式やエンゲル方式での推計にも取り組んだ第一線の研究者から、歴史と現状を踏まえ、あるべき姿を示唆していただきます。

講師：岩永理恵（いわなが りえ）さん 日本女子大学教授。東京都立大学で博士課程修了（社会福祉学）、2005 年に神奈川県立保健福祉大学、2015 年から日本女子大学、2023 年から現職。著書に、『生活保護は最低生活をどう構想したか——保護基準と実施要領の歴史分析』、『生活保護と貧困対策』など。

15:40～16:00 報告 3

いのちのとりで裁判弁護団・原告からの報告

2013年からの史上最大の生活保護基準引下げの違法性を問う「いのちのとりで裁判」。行政訴訟としては異例の勝訴率の中、春の高裁判決ラッシュを受けて本年 7 月までに最高裁判決の言い渡しが見込まれます。原告の声とともに最新の状況をご報告します。

講師：小久保哲郎（こくぼ てつろう）さん 弁護士。生活保護問題対策全国会議・いのちのとりで裁判全国アクション事務局長。大阪弁護士会貧困・生活再建問題対策本部部長代行。ホームレス問題への取り組みを契機に生活困窮者、生活保護利用者に関する法律相談や裁判に取り組んできた。

16:00～16:30 取組みの交流

地方議会での意見書採択等の取り組み交流

生活保障法の制定、生活保護基準引上げ、夏季加算の創設、エアコン設置費助成など、国政マターである課題について、地方でどのように取り組むか。意見書採択運動や地方での生活保護行政改善に向けた取組みについて、地方議員の方々の経験交流を行います。

16:30～16:40 まとめ

講師：尾藤 廣喜（びとう ひろき）さん 弁護士、生活保護問題対策全国会議代表幹事。1970年厚生省入省。1975年京都弁護士会に登録後、数々の生活保護裁判を勝利に導いてきた。日弁連・貧困問題対策本部副本部長。

《 タイムテーブル・目次 》

【記念講演 1】（10:00～11:30）

桜井 啓太さん

「データが語る生活保護行政の実態～自治体の運用格差とその影響」……………p.2

【基 調 報 告】（11:30～12:30）

吉永 純さん

「保護基準の引上げと生活保護の最大活用で住民の暮らしを守る
～生活保護の最新情勢から」……………p.26

【 報 告 1 】（13:30～14:00）

田川 英信さん

「自治体の不適切な運用をなくす～議員活動に期待すること」……………p.60

【 報 告 2 】（14:00～14:30）

太田 伸二さん

「自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる！」……………p.68

【記念講演 2】（14:40～15:40）

岩永 理恵さん

「ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿」……………p.100

【 報 告 3 】（15:40～16:00）

小久保 哲郎さん

「いのちのとりで裁判弁護団・原告からの報告」……………p.122

【取組の交流】（16:00～16:30）

片山 薫さん

「小金井市議会での『生活保護基準上げろ』意見書採択の経緯について」…p.138

資料編……………p.147

報 告 書 (No.1)

令和7年8月23日

報告者氏名(代表) 山 崎 昭 夫

次のとおり、研修をしましたので関係書類を添えて報告いたします。

1 研修者氏名

山 崎 昭 夫			

2 研修期間 令和7年8月23日 ～ 令和7年8月23日

3 研修先、研修事項、選定理由

研修日時	研修先	研 修 事 項 及 び 選 定 理 由
◆令和7年8月23日 (土曜日)	愛知県ポータルメッセージ ンベンションセンター	◆研修設定理由◆ 「地域から変える。生活保護を当たり前の権利に」 不正受給、勤労意欲の低下、また偏見について。また 一方で、制度の複雑さや需給の急な打ち切りをするな どの行政側の問題点を研修したかったからです。又最 高裁判決(6月)、生活保護費の引き下げは違法につ いての報告が行われる貴重な機会であったためです。
午前10時～11時30 分	桜井啓太氏 立命館大学 准教授	◆講演…テータが語る生活保護行政の実態。運用格差 とその影響◆貧困率と保護率の議論が必要であろう と予習をしていったが、その議論だけで「正しい判断 はできない。」との講演。生活保護行政の運用に対す る基本データはあまり公開されていないのが実態。よ って議会、行政、市民団体、SNSなど様々な形で議論 を深めていくことが大変重要であると考察できる。ま た生活保護率についての調査事例を調査し、改善の具 体的方法を探ることも大切であると理解しました。但 し、センシティブな問題であるということとともに、「だ れ一人取り残さない。」という点でマップを活用した 事例、小林美穂子氏の「正しい生活保護率増減マップ の歩き方」でさらに研究することを進められた。桐生 市、鈴鹿市など厳しい事例は基礎智識として大変参考 になった。

午前 11 時 30 分～午後 0 時 30 分	吉永純氏 花園大学 教授	◆基調報告…生存権を市民が取り戻すとき◆急遽テーマが差し替えになりました。参議院選挙の結果が先生には衝撃を受けたようです。厳しい社会情勢データ中心の基調報告。大変参考になりました。昨今の物価高騰、実質賃金 3 年連続でマイナスの対し、物価上昇率が 3.2%と高水準。令和 7 年度の公的年金 1.9%は物価上昇に全く追いついていない。またある弁護士の試算によって至った考察は低所得者になるほど、物価高騰の影響を強く受けるということです。憲法第 25 条に沿って政策が実行されているのか。基調報告を聴講し、大変疑問を感じました。改めて丁寧に生かしていこうと思いました。また先生がおっしゃっていましたが、参議院選挙の結果でどのようにこれが改善されるのか中止が必要と考えます。
午後 1 時 30 分～2 時	田川英信氏 社会福祉士	◆報告…自治体の不適切な運用をなくす。◆生活保護を利用で切る人のうち、実際に利用している人の割合が低い。炊き出しなどには長蛇の列。つまりは役所に相談せずにギリギリまで自己責任で頑張り民間に頼るというケースが全国的に多いという実情。大規模都市では、福祉職、専門職の採用が必要とのこと。本市では実施しています。これらについては生活保護を権利として国に求めることなどの整備が必要であると強く考察できる。また人権侵害を起こさない研修にもこれからも積極的に参加し、この問題に参画していきたいと考えます。
午後 2 時～ 午後 2 時 30 分	太田伸二氏 弁護士	◆自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる。◆生活保護上、自動車の保有は財産と見なされるなど、制限があること、特に車社会の地方ではこれがネックになっている実情を知りました。本市では柔軟な運用が図られています。しかしながら自動車が必要な地方ほど生活保護の利用率が低いとのデータもあります。特に長野県は軽乗用車の普及が全国 1 位です。また中山間地域も多い。鈴鹿市の様に訴訟になった事例もあり参考になりました。「生活保護を受ければ自動車が使えない」となれば「自動車か生活保護か」の 2 択になる可能性もあると考察できます。一層のきめ細かな対応が必要であると感じました。
午後 2 時 40 分～ 午後 3 時 40 分	岩永理恵氏 日本女子大 学教授	◆ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿◆生活保護法について研修。この法律には最低生活費を保証するとまで書かれていないことに注目の基礎となることが参考になりました。憲法 2

		5条に照らしあわせて
午後3時40分～ 午後4時	小久保哲郎 氏 弁護士	◆いのちのとりで裁判弁護団・原告からの報告◆ 「生活保護基準引き下げの訴訟」が2025年での最高裁での判決直後というなかで、会場は大きな拍手で包まれました。人口減少時代の中で孤立を防ぐこと、生活保護は当たり前の権利であるという意識改革は、大切であると参考になりました。
午後4時～ 午後4時30分	片山 薫氏 小金井市議	◆小金井市議会での『生活保護基準上げろ』意見書採択の経緯について◆最高裁で違法と認めれた以上、生活保護費は過去に遡って支払うべきと主張されました。同時に「速やかな被害回復と謝罪」求める意見書を議会に提出されました。 「貧困ビジネス」を規制強化の実態を知りました。保護費を搾取する「貧困ビジネス」方、利用者が安心してアパートなどの居宅で暮らせる「居宅保護の原則」を訴えていらっしゃいました。困っている人々が「バッシング」されることなくあたりまえのたすけをもとめられる「生活保障」こそ大切という一日のまとめのテーマとしては大変参考になりました。 生活保護問題については議員としては初めて参加した講習会でした。最高裁判決が出て間もないこともあり、早期解決が図られることを望みます。

政務活動費 報告書【会派支出】

会派名

無所属 山崎 昭夫

支払日

令和7年 8月 23日

支払先

小久保 哲郎 弁護士

活動に要
した経費

使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
(該当項目に○)			円
研究研修費			
調査旅費			
資料作成費			
資料購入費	書籍代	生活保護法から生活保障法へ	1,200-
広報・広聴費		(講義用資料、副読本)	
人件費			
事務所費			
合 計			1,200-

(領収書添付欄)

領 収 書

無所属
山崎 昭夫 様

2025年 8月 23日

弁護士 小久保 哲郎

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階
tel 06(6363)3310 fax 06(6363)3320
登録番号 T9810282015880

領収金額 ￥1,200 -

但し、下記書籍の代金として

書籍名	数量	単価	金額
「生活保護法」から「生活保障法」へ	1 冊	¥1,200	¥1,200
合計金額			¥1,200

領 収 書

無所属
山崎 昭夫 様

2025年 8月 23日

弁護士 小久保 哲郎

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階
tel 06(6363)3310 fax 06(6363)3320
登録番号 T9810282015880

領収金額 ￥1,200 -

但し、下記書籍の代金として

書籍名	数量	単価	金額
「生活保護法」から「生活保障法」へ	1 冊	¥1,200	¥1,200
合計金額			¥1,200

政務活動費 報告書【会派支出】

会派名

無所属 山崎 昭夫

支払日 令和7年8月23日

支払先 アクセチケット長野駅前店

活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研究 研 修費			
	調査 旅 費	JR回数券	長野→知石屋	6,650
	資料作成費		(往路)	
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計				6,650 円

(領収書添付欄)

領 収 書

2025年08月23日(土) 09時57分

無所属
山崎昭夫様ご利用ありがとうございました。
またのご利用をお待ちしております。

金額 6,650 円

上記金額正に領収致しました。
但し、チケット代として
アクセスチケット長野駅前店
〒360-0823
長野県長野市南千歳1-22-7
Tel: 026-223-2888

領 収 書

2025年08月23日(土) 09時57分

無所属
山崎昭夫様ご利用ありがとうございました。
またのご利用をお待ちしております。

金額 6,650 円

上記金額正に領収致しました。
但し、チケット代として
アクセスチケット長野駅前店
〒360-0823
長野県長野市南千歳1-22-7
Tel: 026-223-2888

領収書

(左)元本
(右)増徴

※乗替額は次頁

政務活動費 報告書【会派支出】

会派名

無所属 山崎 昭夫

支払日 令和7年 8月 23日

支払先 JR東海 名古屋駅

活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研究研修費			
	調査旅費	JR 復路	名古屋 → 長野(直)	6,930
	資料作成費		(復路)	
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計				6,930 円

(領収書添付欄)

(備考)

生活保護と関係するに 議員研修

「生活保護をめぐっての権利」に、議員研修会
JR 乗車券類 (往・復路)

元本



自由席特急回数券
(乗車券・自由席特急券)

453
-11

名古屋(市内) ↔ 長野

・特急・急行列車の自由席をご利用になれます。
・途中下車の取扱いはできません。・指定席への変更等の
乗車変更の取扱いはできません。・6券片未使用の場合に
限り、払いもどしいたします。
-7月29日から11月-7日まで有効
-8/10~8/19 は利用できません。
2025.-7.29名古屋駅MR8 (3-タ) 40403-13 C32
無効
名古屋

(微05)
[C制] R561

無効
名古屋

領収書

無新屋

山崎昭夫様

Receipt

領収年月日
金額

2025.-8.23

登録番号: T3180001031569

¥6,930 (消費税等込み)

税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品

JR乗車券類

(50614 2枚)
東海旅客鉄道株式会社

名古屋MV719発行 60615-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

枚数



自由席特急回数券
(乗車券・自由席特急券)

453
-11

名古屋(市内) ↔ 長野

・特急・急行列車の自由席をご利用になれます。
・途中下車の取扱いはできません。・指定席への変更等の
乗車変更の取扱いはできません。・6券片未使用の場合に
限り、払いもどしいたします。
-7月29日から11月-7日まで有効
-8/10~8/19 は利用できません。
2025.-7.29名古屋駅MR8 (3-タ) 40403-13 C32
無効
名古屋

(微05)
[C制] R561

無効
名古屋

領収書

無新屋

山崎昭夫様

Receipt

領収年月日
金額

2025.-8.23

登録番号: T3180001031569

¥6,930 (消費税等込み)

税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品

JR乗車券類

(50614 2枚)
東海旅客鉄道株式会社

名古屋MV719発行 60615-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

元本

自由席特急券

名古屋 → 長野

8月23日当日限り有効
1回限り有効
¥2,420

2025.-8.23 名古屋MV719発行
50614-01 (3-タ) C41

乗車券

名古屋市内 → 長野

經由: 中央西・篠ノ井線・信越
8月23日から 8月25日まで有効
券面表示の都区市内各駅下車前途無効

¥4,510

2025.-8.23 名古屋MV719発行
50614-02 (3-タ) C36

枚数

自由席特急券

名古屋 → 長野

8月23日当日限り有効
1回限り有効
¥2,420

2025.-8.23 名古屋MV719発行
50614-01 (3-タ) C41

乗車券

名古屋市内 → 長野

經由: 中央西・篠ノ井線・信越
8月23日から 8月25日まで有効
券面表示の都区市内各駅下車前途無効

¥4,510

2025.-8.23 名古屋MV719発行
50614-02 (3-タ) C36

政務活動費 報告書【会派支出】

会派名

無所属 山崎 昭夫

支払日

令和7年 8月 23日

支払先

名古屋臨海高速鉄道

活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研究研修費	あおみ線		
	調査旅費	名古屋→金城駅(会場最寄駅往復)		1720
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計				1720 円

(領収書添付欄)

「生活保護をありきでの不利に」議員研修会
次頁に 乗車券(本紙、複写 添付あります。)

名古屋駅 ⇄ 金城ふ頭駅

(インターチェンジ：金場最寄駅)

本切

複写

領 収 書	
無所属 山崎昭夫 様	
ご利用日付:	2025年-8月23日
時刻:	09時22分
取引内容:	乗車券類購入
領収金額:	金360円
伝票番号: 90774	
名古屋 → 金城ふ頭	
この領収書は大切に保存してください。 毎度ありがとうございます。	
名古屋駅 007発行 名古屋臨海高速鉄道	

領 収 書	
無所属 山崎昭夫 様	
ご利用日付:	2025年-8月23日
時刻:	09時22分
取引内容:	乗車券類購入
領収金額:	金360円
伝票番号: 90774	
名古屋 → 金城ふ頭	
この領収書は大切に保存してください。 毎度ありがとうございます。	
名古屋駅 007発行 名古屋臨海高速鉄道	

領 収 書	
無所属 山崎昭夫 様	
ご利用日付:	2025年-8月23日
時刻:	16時50分
取引内容:	乗車券類購入
領収金額:	金360円
伝票番号: 97815	
金城ふ頭 → 名古屋	
この領収書は大切に保存してください。 毎度ありがとうございます。	
金城ふ頭駅 003発行 名古屋臨海高速鉄道	

領 収 書	
無所属 山崎昭夫 様	
ご利用日付:	2025年-8月23日
時刻:	16時50分
取引内容:	乗車券類購入
領収金額:	金360円
伝票番号: 97815	
金城ふ頭 → 名古屋	
この領収書は大切に保存してください。 毎度ありがとうございます。	
金城ふ頭駅 003発行 名古屋臨海高速鉄道	

山崎昭夫議員政務活動

生活保護問題議員研修会

令和7年8月23日(土)

ポートメッセなごや

(名古屋市)()()

繁忙期:8/23

旅費額明細

鉄 道	行先	自 長野	經由	經由	經由	經由	至 名古屋	運賃	グリーン料金	
	路程	250.8 km	km	km	km	km	250.8 km	4,230 円	0 円	
	急行料金	特別職 2,420 円	円	円	円	円	計 2,420 円	小計 特 6,650 円		
	一般職	G 円	G 円	G 円	G 円	G 円	円	— 円		
	行先	自 名古屋	經由	經由	經由	經由	至 長野	運賃	グリーン料金	
	路程	250.8 km	km	km	km	km	250.8 km	4,510 円	円	
	急行料金	特別職 2,420 円	円	円	円	円	計 2,420 円	小計 特 6,930 円		
	一般職	G 円	G 円	G 円	G 円	G 円	円	— 円		
	行先	自 名古屋	經由	經由	經由	經由	至 金城ふ頭	運賃	グリーン料金	
	路程	15.2 km	名古屋臨海高速鉄道 あおなみ線				km	15.2 km	360 円	0 円
船	急行料金	特別職 円	G 円	G 円	G 円	G 円	計 0 円	小計 特 360 円		
	一般職	G 円	G 円	G 円	G 円	G 円	円	— 円		
	行先	自 金城ふ頭	經由	經由	經由	經由	至 名古屋	運賃	グリーン料金	
	路程	15.2 km	名古屋臨海高速鉄道 あおなみ線				km	15.2 km	360 円	0 円
	急行料金	特別職 円	G 円	G 円	G 円	G 円	計 0 円	小計 特 360 円		
	一般職	G 円	G 円	G 円	G 円	G 円	円	— 円		
	行先	自	經由	經由	經由	經由	至	運賃	グリーン料金	
	路程	km	km	km	km	km	0.0 km	円	0 円	
	急行料金	特別職 円	円	円	円	円	計 0 円	小計 特 0 円		
	一般職	G 円	G 円	G 円	G 円	G 円	円	— 円		
賃	行先	自	經由	經由	經由	經由	至	運賃	グリーン料金	
	路程	km	km	km	km	km	0.0 km	円	0 円	
	急行料金	特別職 円	円	円	円	円	計 0 円	小計 特 0 円		
	一般職	G 円	G 円	G 円	G 円	G 円	円	— 円		
	行先	自	經由	經由	經由	經由	至	運賃	グリーン料金	
	路程	km	km	km	km	km	0.0 km	円	0 円	
	急行料金	特別職 円	円	円	円	円	計 0 円	小計 特 0 円		
	一般職	G 円	G 円	G 円	G 円	G 円	円	— 円		
	行先	自	經由	經由	經由	經由	至	運賃	グリーン料金	
	路程	km	km	km	km	km	0.0 km	円	0 円	
備 考	急行料金	特別職 円	円	円	円	円	計 0 円	小計 特 0 円		
	一般職	G 円	G 円	G 円	G 円	G 円	円	— 円		
	行先	自	經由	經由	經由	經由	至	運賃	グリーン料金	
	路程	km	km	km	km	km	0.0 km	円	0 円	
	急行料金	特別職 円	円	円	円	円	計 0 円	小計 特 0 円		
	一般職	G 円	G 円	G 円	G 円	G 円	円	— 円		
	行先	自	經由	經由	經由	經由	至	運賃	グリーン料金	
	路程	km	km	km	km	km	0.0 km	円	0 円	
	急行料金	特別職 円	円	円	円	円	計 0 円	小計 特 0 円		
	一般職	G 円	G 円	G 円	G 円	G 円	円	— 円		
								計 特 14,300		
								—	0 円	
車賃	自 至	円	自 至	円	計	円				
	自 至	円	自 至	円	計	円				
航空賃	自 至	円	自 至	円	計	円				
	自 至	円	自 至	円	計	円				
日当	定額1日	円	日	計 特	0 円					
	定額1日	円	日	—	0 円					
宿泊料	県内・県外 定額・指定1夜	実費 円	夜	計 特	0 円					
	県内・県外 定額・指定1夜	円	夜	—	0 円					
食卓料										
備考	☒ 宿泊料は、一夜 定額14,800円(特別職)を上限とする実費。 ☐ 高級旅費(条例第22条) ☐ 調整(条例第24条第4号適用)									
	合計									
	特別職 14,300 円 一般職 円									